

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	京都市立芸術大学
設置者名	公立大学法人京都市立芸術大学

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難	
			全学共通科目	学部等共通科目	専門科目	合計			
美術学部	美術科	夜・通信	8	0	184	192	13		
	デザイン科	夜・通信			88	96	13		
	工芸科	夜・通信			144	152	13		
	総合芸術学科	夜・通信			56	64	13		
音楽学部	音楽学科	夜・通信			0	35	35	13	
(備考)									

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

大学ホームページ上で公開されているWEBシラバスで美術学部・音楽学部を選択し、調査条件「実務経験のある教員 担当している」を選択し検索すると一覧表が表示される。

https://st.kcua.ac.jp/aa_web/syllabus/se0010.aspx?me=EU&opi=mt0010

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	京都市立芸術大学
設置者名	公立大学法人京都市立芸術大学

1. 理事（役員）名簿の公表方法

大学ホームページ上の「法人情報」で公表する。

<https://www.kcua.ac.jp/profile/plan/>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容や期待する役割
常勤	大学教員	2023.4.1 ～2025.3.31	芸術に対する広範な知見に基づく法人運営
常勤	地方公務員	2023.4.1 ～2025.3.31	組織運営及び教育研究の成果の市民や社会への還元
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	京都市立芸術大学
設置者名	公立大学法人京都市立芸術大学

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) ・授業計画の作成過程 毎年度、各授業の担当教員が12月から授業の方法及び内容や到達目標、成績評価の方法と基準をシラバスに記載する。 ・授業計画の作成・公表時期 12月から翌年3月までの間において授業計画を作成し、4月に公表している。	
授業計画書の公表方法 ホームページ上で公表 https://st.kcua.ac.jp/aa_web/syllabus/se0020.aspx?me=EU&opi=s0010	
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。 (授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 京都市立芸術大学美術学部履修規程第12条及び第13条並びに京都市立芸術大学音楽学部履修規程第11条及び第12条において、成績の評価基準や評点を定め、単位の認定を行っている。	
3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 100点から90点までをAA、80点から89点までをA、70点から79点までをB、60点から69点までをC、59点以下をDと定め、C以上を合格、Dを不合格として成績評価を行っている。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	履修の手引きで公表。 「履修の手引き(美術学部)」(50頁～51頁) 「履修の手引き(音楽学部)」(91頁～95頁)
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 美術学部は、卒業時までに達成すべき目標を以下のとおりとします。 1 芸術に関わる幅広い視野と、専門的な知識の修得 2 柔軟な思考力と独自の発想力の修得 3 自己の主題を実現する表現手法の修得 音楽学部は、卒業時までに達成すべき目標を以下のとおりとします。 1 実演、創作、学術の各分野における、音楽人として相応しい音楽的もしくは学術的基礎力、応用力の獲得 2 幅広い教養を有し、それらを社会に対して創造的に発信し、芸術文化に寄与できる能力の修得	
卒業の要件、卒業判定の手順 京都市立芸術大学学則第36条 学長は、学生が第15条の修業年限を終え、別に定める授業科目を履修し、かつ、次の各号に掲げる単位を修得したときは、教授会の議を経て、卒業を認定するものとする。 (1) 美術学部 ア 美術科 124単位以上 イ デザイン科、工芸科及び総合芸術学科 126単位以上 (2) 音楽学部 音楽学科 124単位以上	
卒業の認定に関する方針の公表方法	ホームページ上で公表。 https://www.kcua.ac.jp/profile/policy/

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	京都市立芸術大学
設置者名	公立大学法人京都市立芸術大学

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	大学ホームページ上で公表 https://www.kcua.ac.jp/profile/plan/
収支計算書又は損益計算書	大学ホームページ上で公表 https://www.kcua.ac.jp/profile/plan/
財産目録	公立大学法人は対象外
事業報告書	大学ホームページ上で公表 https://www.kcua.ac.jp/profile/plan/
監事による監査報告（書）	大学ホームページ上で公表 https://www.kcua.ac.jp/profile/plan/

2. 事業計画（任意記載事項）

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法：大学ホームページ上で公表
<https://www.kcua.ac.jp/profile/plan/>

(2) 認証評価の結果（任意記載事項）

(3) 学校教育法施行規則第172条の2第1項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名 美術学部・音楽学部
教育研究上の目的 (公表方法:大学のホームページ上で公表 https://www.kcua.ac.jp/profile/idea/)
(概要) 広く知識を授けるとともに、深く芸術に関する理論、技能及びその応用を教授研究し、もって文化の向上に寄与することを目的とします。(京都市立芸術大学学則第1章第1条)
卒業の認定に関する方針 (公表方法:大学ホームページ上で公表 https://www.kcua.ac.jp/profile/policy/)
(概要) 美術学部は、卒業時までに達成すべき目標を以下のとおりとします。 1 芸術に関わる幅広い視野と、専門的な知識の修得 2 柔軟な思考力と独自の発想力の修得 3 自己の主題を実現する表現手法の修得 音楽学部は、卒業時までに達成すべき目標を以下のとおりとします。 1 実演、創作、学術の各分野における、音楽人として相応しい音楽的もしくは学術的基礎力、応用力の獲得 2 幅広い教養を有し、それらを社会に対して創造的に発信し、芸術文化に寄与できる能力の修得
教育課程の編成及び実施に関する方針 (公表方法:大学ホームページ上で公表 https://www.kcua.ac.jp/profile/policy/)
(概要) 美術学部は、以下を目的としたカリキュラムを編成し、実施します。 1 専門性の深化と専攻を横断する教育課程を通して、本学独自の開かれた「創造の現場」を作ります。 2 実技教育とともに学科教育も重視することで、表現力の習得だけでなく、新たな芸術を生み出す自由で豊かな発想力、思考力の育成を目指します。 3 少人数による密度の高い教育課程の中で、個々のテーマに合わせて課題を設定し、自ら学ぶ能力の習得を目指します。 音楽学部は、学生が専門分野における技術と知識を学び、感性を養うとともに、あらゆる芸術の土台となる幅広い教養と、次の力を身に付けることを目指し、カリキュラムを編成し、実施します。 1 実演分野においては、楽器、声を操る上での基礎的な身体技法及びそれらを自由に操る知的応用力 2 創作分野においては、作曲上必要となる基礎的な楽音の取扱い方と知的応用力、またその記憶力 3 学術分野においては、問題を把握する基礎的な思考力及び情報リテラシー能力

入学者の受入れに関する方針

(公表方法：大学ホームページ上で公表 <https://www.kcua.ac.jp/profile/policy/>)

(概要)

美術学部は、次のような学生を求めています。

- 1 芸術文化に対して幅広い興味、強い好奇心を持っている学生
- 2 表現に対する強い意欲を持っている学生
- 3 自ら課題を見出し、解決しようとする意欲を持っている学生
- 4 基礎的な学力や造形力、柔軟な思考力を持っている学生

音楽学部は、次のような学生を求めています。

- 1 音楽芸術の専門教育を受けるに足る基礎的技術と知識、強い学習意欲を持つ学生
- 2 個性と芸術的創造力にあふれる学生

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：大学ホームページ上で公表

<https://www.kcua.ac.jp/profile/publicinformation/>

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手その他	計
—	3人	—	—	—	—	—	人
美術学部	—	38人	21人	7人	0人	0人	66人
音楽学部	—	13人	8人	3人	0人	0人	24人

b. 教員数（兼務者）		学長・副学長	学長・副学長以外の教員	計
		0人	306人	306人

各教員の有する学位及び業績 (教員データベース等)	公表方法：大学ホームページ上で公表
	美術学部 (https://www.kcua.ac.jp/professors/undergraduate/)

c. F D（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）	

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学定員 編入学 者数	
美術学部	135人	135人	100%	540人	558人	103.3%	0人	0人
音楽学部	65人	65人	100%	260人	266人	102.3%	0人	0人
合計	200人	200人	100%	800人	824人	103.0%	0人	0人

(備考)

b. 卒業者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
美術学部	133人 (100%)	42人 (31.6%)	45人 (33.8%)	46人 (34.6%)
音楽学部	56人 (100%)	19人 (33.9%)	3人 (5.4%)	34人 (60.7%)
合計	189人 (100%)	61人 (32.3%)	48人 (25.4%)	80人 (42.3%)

(主な進学先・就職先) (任意記載事項)

(備考)

c. 修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業者数	留年者数	中途退学者数	その他
美術学部	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
音楽学部	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(概要)

京都市立芸術大学で公表しているシラバスにおいて各授業科目の授業の方法及び内容並びに授業の計画を記載している。

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関するこ

(概要)

京都市立芸術大学「卒業認定・学位授与の方針」に従い判断している。

学部名	学科名	卒業に必要となる 単位数	G P A制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
美術学部	美術科	124 単位		
	デザイン科	126 単位		
	工芸科	126 単位		
	総合芸術学科	126 単位		
音楽学部	音楽学科	124 単位		
G P Aの活用状況（任意記載事項）		公表方法：		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法：		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関するこ

公表方法：大学ホームページ上で公表
<https://www.kcua.ac.jp/profile/facilities/>

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考 (任意記載事項)	
美術学部	美術科	535,800 円	京都市内出身者 282,000 円	-		
	デザイン科					
	工芸科		京都市外出身者 482,000 円			
	総合芸術学科					
音楽学部	音楽学科					

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組

(概要)

大学独自の授業料減免措置や様々な奨学金の案内を行うことで学生の修学に係る支援を行っている。

b. 進路選択に係る支援に関する取組

(概要)

就職に関する相談及び芸術活動の継続的かつ体系的な支援を行うキャリアデザインセンターを大学内に設け、学生の進路選択に係る支援を行っている。

c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組

(概要)

週に3回、臨床心理士による学生相談の時間を設けることで、学生の心身の健康等に係る支援を行っている。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：大学ホームページ上で公表

<https://www.kcua.ac.jp/profile/publicinformation/>

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「一」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	京都市立芸術大学
設置者名	公立大学法人京都市立芸術大学

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		87人	85人	90人
内訳	第Ⅰ区分	55人	57人	
	第Ⅱ区分	23人	18人	
	第Ⅲ区分	9人	10人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				90人
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
		年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	0人	人	人	人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	7人	人	人	人
計	7人	人	人	人
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	1人
3月以上の停学	0人
年間計	1人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月末満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月末満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限りる。）		
		年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)		0人	人	人
G P A等が下位4分の1		5人	人	人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況		0人	人	人
計		5人	人	人
(備考) 「警告」の区分に連続して該当し、廃止の区分に該当した者（7名）は除く。				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。